

別冊 4

三重県建築物耐震改修促進計画

[第三次計画]

最終案

令和8年3月

三 重 県

<u>第1章 はじめに</u>		
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>		
1	計画の目的等	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	8
	(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	8
	(2) 想定される地震	8
	(3) 想定される建物被害	9
3	建築物の耐震化の現状	11
	(1) 住宅の耐震化の状況	11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況	15
<u>第3章 計画の方針</u>		
1	計画の基本方針	20
2	基本的な取組方針	20
	(1) 建物所有者の主体的な取組	20
	(2) 県の支援	20
	(3) 関係者との連携	20
3	計画の目標	21
	(1) 住宅の耐震化の目標	21
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標	22
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>		
1	住宅の耐震化	26
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	26
	(2) 住宅の耐震化の促進	27
	(3) 多様な主体との連携	28
2	建築物の耐震化	29
	(1) 建築物の耐震化の支援	29
	(2) 建築物の耐震化の促進	29
	(3) 計画的な耐震化の推進	31
	(4) 多様な主体との連携	31
3	まちの安全対策	32
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	32
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	34
4	その他建築物の地震に対する安全対策	35
<u>参考資料</u>		
	三重県が実施している補助事業等	37

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6（2024）年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

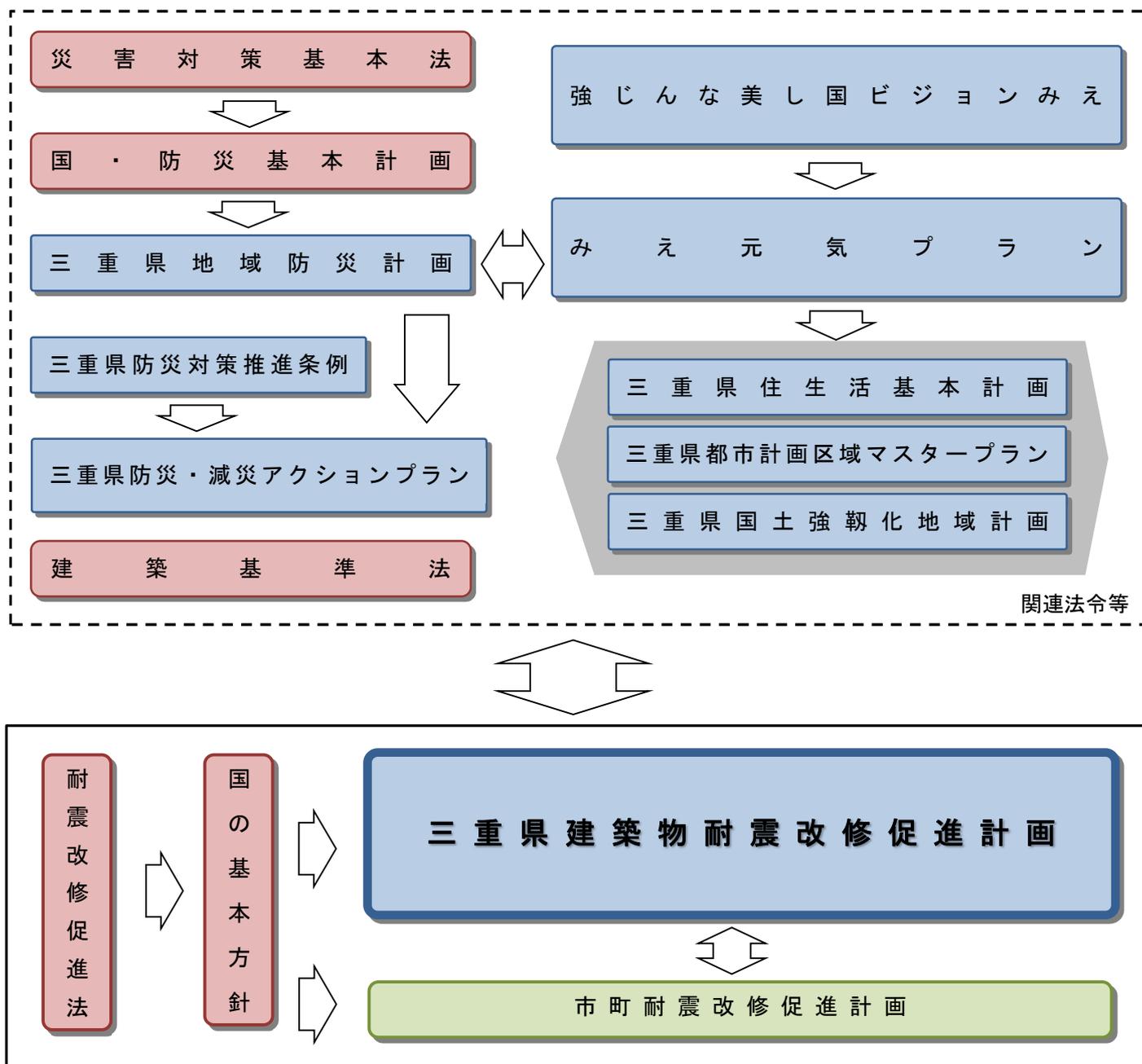
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成19年度から「三重県耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）、続いて平成28年度から「三重県建築物耐震改修促進計画」を策定し、県内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「三重県建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、県民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」、「三重県防災対策推進条例」を関連法令として、耐震改修促進法第5条に基づく県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

またその取組方針や目標は、「強じんな美し国ビジョンみえ」をもととする「みえ元気プラン」、「三重県地域防災計画」、「三重県都市計画区域マスタープラン」、「三重県住生活基本計画」、「三重県国土強靱化地域計画」、「三重県防災・減災アクションプラン」の各計画と整合し、策定しています。



【図 1-1】 三重県耐震改修促進計画の位置づけ

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、県内における地震による建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、三重県全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)			
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積 1,500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上			
			(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
			(3) 避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
			(4) 防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表 2-2】 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30トン	
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第五号	マッチ	300マッチトン	
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200トン		

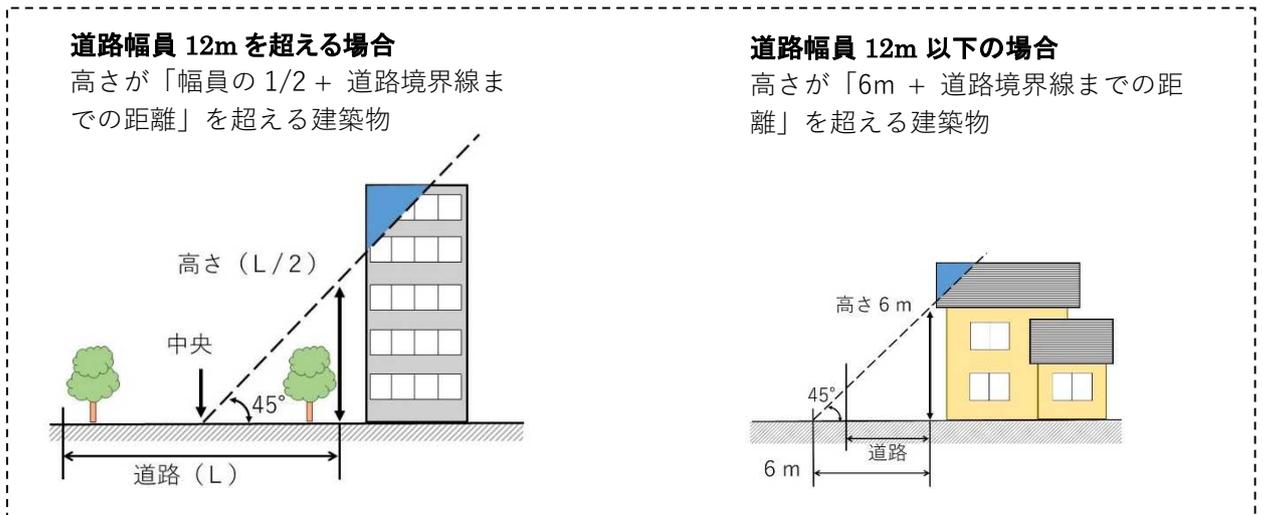
■通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

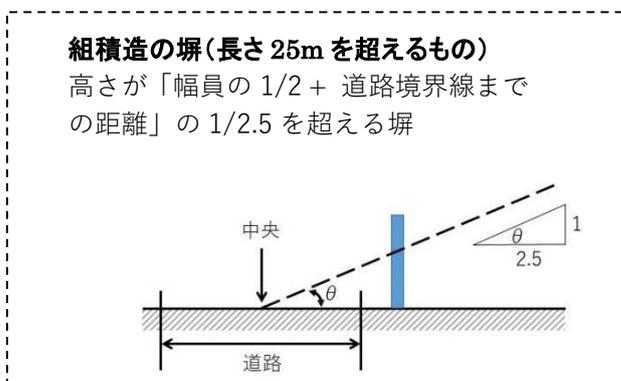
■通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

■所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項）

建築主事を置く市をいい、その他の市町については県をいう。ただし亀山市、伊賀市、名張市においては、建築基準法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち木造建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積300㎡超及び高さが16m超を除く。）又は同項第3号に規定する建築物のみが対象。

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

本県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贄浦、紀北町長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、本県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90%程度以上としており、大規模地震発生 of 緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の巨大地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が現実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対

策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（3）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約120,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約96,000棟が全壊し、火災により約19,000棟が焼失すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約65,000棟が全壊し、火災により約22,000棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約4,700棟が全壊すると予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-3】 過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	－	約 16,000	約 9,100
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000

(単位：棟)

【表 2-4】 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

(単位：棟)

【表 2-5】 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

(単位：棟)

【表 2-6】 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

(単位：棟)

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、令和5年度の住宅総数（空き家等を除いた居住世帯のある住宅）は727,300戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は648,100戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は89.1%となります。

一方、耐震性のない住宅は79,200戸と推計され、平成15年統計調査時点の199,100戸から20年間で119,900戸減少しています。

【表 2-7】 三重県における住宅耐震化の状況

(単位：戸)

三重県内の住宅戸数		2003 (H15) 年度	2008 (H20) 年度	2013 (H25) 年度	2018 (H30) 年度	2023 (R05) 年度
住宅総数		629,200	680,900	699,400	720,000	727,300
耐震性のある住宅戸数 (①+②)		430,100	530,020	568,670	611,590	648,100
耐震化率		68.4%	77.8%	81.3%	84.9%	89.1%
昭和56年以降建築①		369,700	450,200	493,500	541,400	565,100
昭和55年以前建築の住宅総数		259,500	230,700	205,900	178,600	162,200
耐震性 あり	木造住宅 (※1)	31,190	54,110	53,070	52,070	57,090
	木造以外の住宅 (※2)	29,210	25,710	22,100	18,120	25,910
	計②	60,400	79,820	75,170	70,190	83,000
耐震性 なし	木造住宅 (※1)	190,410	143,290	124,540	100,530	71,310
	木造以外の住宅 (※2)	8,690	7,590	6,190	7,880	7,890
	計	199,100	150,880	130,730	108,410	79,200

この表の値は統計調査の結果から県において推計しています。

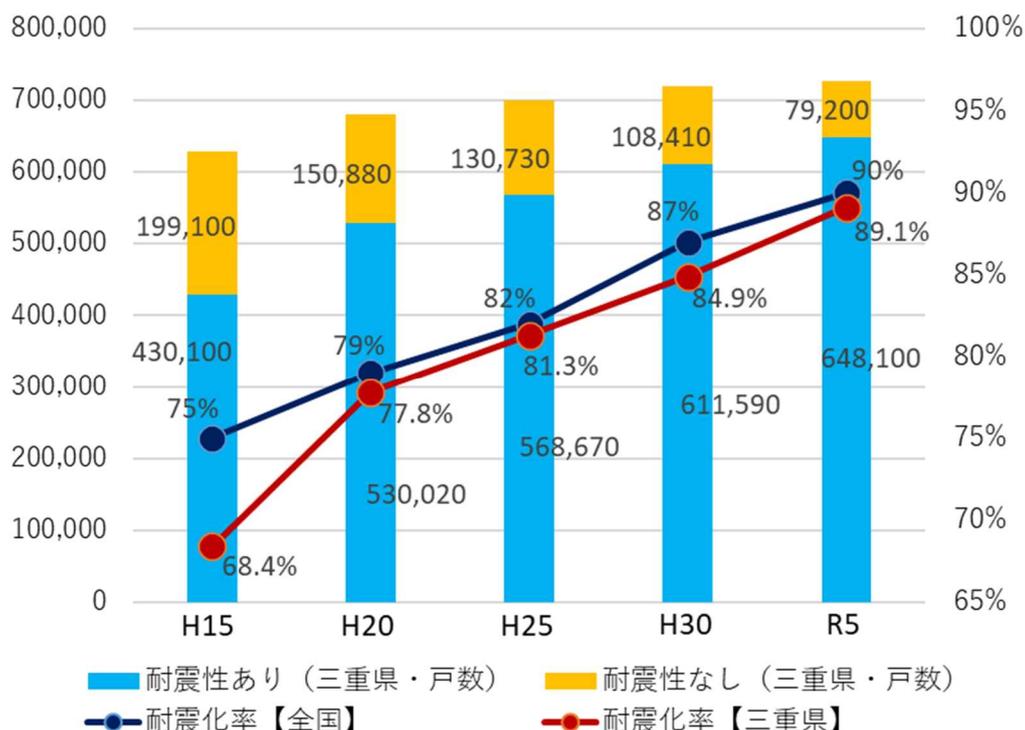
※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度時点で128,400戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(第二次計画の目標に対する実績)

第二次計画で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化 89%以上」については、令和5年度の推計値で89.1%と、2年前倒しで目標を達成しています。

同じく、令和7年度の参考指標である「旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数 41%以下」については、令和5年度の推計値で38.5%と、こちらも2年前倒しで指標に到達しています。

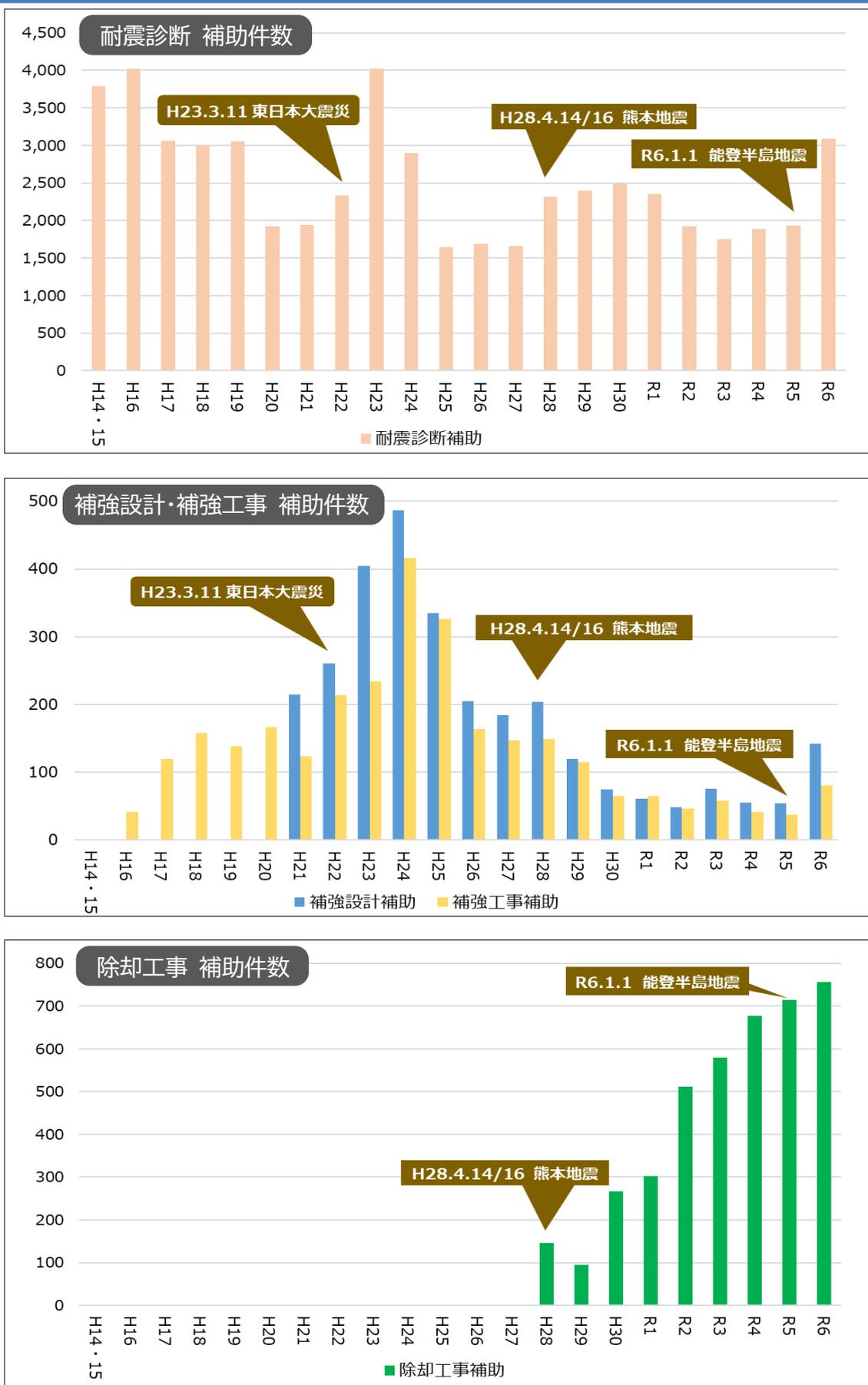


【図 2-3】 三重県及び全国の耐震化率等の推移

(耐震関係補助実績の推移)

県では、平成14年度以降、旧耐震基準で建設された木造住宅を対象に、耐震診断、補強設計、補強工事、リフォーム工事等の補助制度を設け、市町と連携して耐震化を推進してきました。

補助件数は国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過と共に減少するという傾向が続いています。令和6年1月の能登半島地震発生後の令和6年度補助件数は、耐震診断、補強設計、補強工事のいずれも急増し、耐震診断は東日本大震災の発生翌年以來となる3,000件超となっております。



【図 2-4】 三重県における各補助件数の推移

(耐震補強をめぐる現状と課題)

耐震補強の補助実績は、多くの住宅が被害を受ける大規模な地震の後に増加し、その後、時間の経過と共に減少する傾向が続いており、地震による危機意識が住宅耐震化の動機になっていると見られます。

一方、平成28年度に創設した耐震性のない空き家の除却補助制度の実績は、年を追うごとに増加し続けています。その背景として、建築後概ね45年以上が経過している旧耐震基準で建てられた木造住宅について、耐震性がないことが判明後、耐震補強ではなく、建て替えや新規購入等を選択する方が増加しているものと推測されます。

高齢化率の高い地域では、耐震化率は低い傾向があり、高齢者のみの世帯の場合、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況もうかがえます。

また、三重県が令和6年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が平成24年度以降一貫して最も多くを占めていることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、県内の広い地域で震度6強以上の強い揺れが想定されており、耐震性のない住宅では、圧死等の原因となる倒壊が危惧される状況にあります。

耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険にもつながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組む必要があります。

また、耐震補強工事に要する費用を補助金等で支援したり、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法や精密診断法による補強設計を普及させる取組も引き続き行っていく必要があります。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

①多数の者が利用する建築物

特定の建築物のうち、県内における多数の者が利用する建築物は、令和6年度末時点で6,589棟(a)あり、そのうち新耐震基準で建築されたものは4,611棟(b:70.0%)、旧耐震基準で建築されたものは1,978棟(c+d:30.0%)となっています。旧耐震基準で建築されたもののうち、1,463棟(c:22.2%)が、耐震診断や耐震改修により耐震性ありと確認されており、多数の者が利用する建築物の耐震化率は全体で92.2%となっています。

旧耐震基準の建築物は、建築後概ね45年以上経過していることから、耐震改修して建物を継続して利用するよりも、除却・建替える傾向が強くなっており、今後も旧耐震基準の建物の除却・建替えによる耐震化が進捗すると考えられます。

【表 2-8】三重県における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（令和6年度末）
（用途分類 A、B、C をあわせたもの）

年度		建築物 総数 a=b+c+d	新耐震基準 b	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数 e=b+c	耐震化率 f=e/a
				耐震性あり c	耐震性なし (未診断含む) d		
H18	県有建築物	610	309	235	66	544	89.2 %
	市町建築物	1,495	659	527	309	1,186	79.3 %
	民間建築物	3,989	2,532	—	1,457	2,532	63.5 %
	合計	6,094	3,500	762	1,832	4,262	69.9 %
H27	県有建築物	605	295	310	0	605	100 %
	市町建築物	1,623	808	794	21	1,602	98.7 %
	民間建築物	4,460	3,294	382	784	3,676	82.4 %
	合計 (対 H18 増減)	6,688 (594)	4,397 (897)	1,486 (724)	805 (▲1,027)	5,883 (1,621)	88.0 % (18.1 %)
R1	県有建築物	606	300	306	0	606	100 %
	市町建築物	1,627	833	785	9	1,618	99.4 %
	民間建築物	4,443	3,384	412	647	3,796	85.4 %
	合計 (対 H27 増減)	6,676 (▲12)	4,517 (120)	1,503 (17)	656 (▲149)	6,020 (137)	90.2 % (2.2 %)
R6	県有建築物	601	298	303	0	601	100 %
	市町建築物	1,555	791	760	4	1,551	99.7 %
	民間建築物	4,433	3,522	400	511	3,922	88.5 %
	合計 (対 R1 増減)	6,589 (▲87)	4,611 (94)	1,463 (▲40)	515 (▲141)	6,074 (54)	92.2 % (2.0 %)

(単位：棟)

※ 「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、市町調査をもとに推計しています。

H18：三重県耐震改修促進計画(H19～H27、当初計画)開始時点

H27：三重県建築物耐震改修促進計画(H28～R2、第一次計画)開始時点

R1：三重県建築物耐震改修促進計画(R3～R7、第二次計画)開始時点

第2章 計画の基本事項

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類し、取り組んでいます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び各市町が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

【表 2-9】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
			上記以外	共同住宅、寄宿舎・下宿 ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

（県及び市町が所有する建築物）

県及び市町が所有する多数の者が利用する建築物の令和6年度末時点の耐震化率は99.8%であり、令和8年度中にすべて耐震化される見込みとなっています。

(民間の建築物)

民間建築物の分類A及びBを対象とした耐震化率は、統計開始時点となる平成19年度末の70.8%と比較すると、96.0%まで上昇していますが、対象となる旧耐震基準の建築物は概ね45年以上経過することから、今後は建替えを含めた除却による耐震化が進むと考えられます。

【表 2-10】 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数		耐震化率	
			a=b+c	b		c
H19	A	I	383	296	87	77.3%
		II	0	0	0	-
	B	I	287	182	105	63.4%
		II	46	29	17	63.0%
	計		716	507	209	70.8%
H27	A	I	523	473	50	90.4%
		II	1	1	0	100%
	B	I	285	256	29	89.8%
		II	37	33	4	89.2%
	計 (対 H19 増減)		846 (130)	763 (256)	83 (▲126)	90.2% (19.4%)
R1	A	I	552	518	34	93.8%
		II	1	1	0	100%
	B	I	313	286	27	91.4%
		II	37	34	3	91.9%
	計 (対 H27 増減)		903 (57)	839 (76)	64 (▲19)	92.9% (2.7%)
R6	A	I	577	556	21	96.4%
		II	1	1	0	100%
	B	I	308	292	16	94.8%
		II	37	37	0	100%
	計 (対 R1 増減)		923 (20)	886 (47)	37 (▲27)	96.0% (3.1%)

(単位：棟)

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

H19：統計開始時点

H27：三重県建築物耐震改修促進計画(H28～R2、第一次計画)開始時点

R1：三重県建築物耐震改修促進計画(R3～R7、第二次計画)開始時点

②耐震診断義務付け建築物

特定の建築物には、不特定多数の者が利用する大規模建築物等、防災拠点となる建築物、避難路沿道建築物の3つの耐震診断義務付け建築物があります。

(不特定多数の者が利用する大規模建築物等)

不特定多数の者が利用する大規模建築物等とは、要緊急安全確認大規模建築物のことであり、既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が主として利用する大規模建築物、老人ホーム、小中学校等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場又は処理場が該当します。

この大規模建築物等については、平成29年1月に耐震診断の結果とともに施設名を公表しており、県全体99棟(a、うち県所管44棟)のうち、耐震性のないものは14棟(c、うち県所管7棟)でしたが、その後、10棟(g、うち県所管6棟)の建替えや耐震改修(除却を含む)が行われた結果、令和6年度末時点で耐震改修等実施率は96.0%となっています。

【表 2-11】 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化の状況

年度		対象	耐震性あり	耐震性なし	改修方法検討中	耐震補強設計中又は設計完了	耐震改修工事着手	耐震改修工事完了(除却含む)	耐震改修等実施率※
R1	県所管	44	37	7	1	2	1	3	90.9 %
	市所管	55	48	7	1	4	0	2	90.9 %
	全体	99	85	14	2	6	1	5	90.9 %
R6	県所管	44	37	7	1	0	0	6	97.7 %
	市所管	55	48	7	1	2	1	4	94.5 %
	全体 (対 R1 増減)	99 (0)	85 (0)	14 (0)	2 (0)	2 (▲4)	1 (0)	10 (5)	96.0 % (5.1%)

(単位：棟)

※ 耐震改修等実施率：対象となる建築物の中に、新耐震基準による建築物を含まないため、通常用いる耐震化率とは区別した名称としています。

※ 市所管：建築主事を置く市(限定特定行政庁を除く)が所管行政庁となるものをいいます。

※ 本表の「対象」、「耐震性あり」、「耐震性なし」の棟数は、施設名を公表した平成29年1月時点を基準としています。

(防災拠点となる建築物)

大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物である耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物として、耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定に基づき、尾鷲市役所本庁舎、伊賀市役所青山支所庁舎、明和町役場本庁舎の3つを指定しています。これらの建築物は、災害応急対策を実施する防災拠点となる市町の庁舎であり、耐震性の確保が早期に必要なため、尾鷲市役所本庁舎、伊賀市役所青山支所庁舎は耐震改修等が実施されました。残る明和町役場本庁舎の耐震改修等の検討が進められています。

(避難路沿道建築物)

避難路沿道建築物は、地震時に倒壊すると道路を閉塞するおそれがある通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの(通行障害既存耐震不適格建築物)が該当します。耐震診断義務化路線としては、災害応急対策において特に重要な拠点となる施設を広域的に結ぶ第1次緊急輸送道路を、平成27年から県耐震改修促進計画に位置付けており、令和6年度末の耐震診断義務付け建築物となる避難路沿道建築物の耐震改修等実施率は45.8%となっています。

耐震診断により耐震改修が必要になった建築物について、資金面等の問題から次の耐震改修の段階へなかなか進まないことが課題となっています。

なお、通行障害建築物には建築物に附属する組積造の塀も含まれますが、第1次緊急輸送道路においては、道路の通行を妨げる要件に該当するブロック塀はありません。

【表 2-12】 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の状況

年度		義務化 路線 沿道 建築物	耐震診断済み				耐震補強 設計完了	耐震対策 工事完了	除却等	未診断	耐震改修等 実施率
			耐震 診断 済み	耐震性 あり	耐震性 なし						
			a	b	c	d					
R1	県所管	22	16	3	13	0	0	0	6	13.6 %	
	市所管	85	57	17	40	6	0	2	26	21.4 %	
	全 体	107	73	20	53	6	0	2	32	20.6 %	
R6	県所管	22	22	3	19	0	0	6	0	40.9 %	
	市所管	85	71	16	55	4	10	14	14	47.1 %	
	全 体 (対 R1 増減)	107 (0)	93 (20)	19 (▲1)	74 (21)	4 (▲2)	10 (10)	20 (18)	14 (▲18)	45.8 % (25.2%)	

(単位：棟)

※ 耐震改修工事以外の改修により通行障害建築物の対象外となったもの、既存耐震不適格建築物に該当しない建築物は、g：除却等として計上しています。

※ 市所管：建築主事を置く市（限定特定行政庁を除く）が所管行政庁となるものをいいます。

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については令和17年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、県民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）県の支援

県は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また県は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

県、市町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標1. 住宅の耐震化	目標：耐震化率 95%以上 (R5年度推計値：89.1%)

目標値の算定式	
耐震化率 =	$\frac{\text{(S55年以前の耐震性のある住宅数 + S56年以降の住宅数)}}{\text{(居住世帯のある住宅総数)}}$

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、三重県における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」とします。

【表3-1】三重県における住宅耐震化率の目標

	R5年度 統計調査に基づく推計値	R12年度
耐震化率(目標値)	89.1%	95%以上

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

① 民間建築物の耐震化の目標

目標 2. 民間建築物の耐震化 (用途分類 A、B)	目標： <u>耐震性が不十分なものをおおむね解消</u> (現状値：96.0%)
-------------------------------	--

民間建築物の耐震化の目標は、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類 A 及び B を対象とし、令和 12 年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とします。

分類 A 及び B を対象とした耐震化率は、統計開始時点となる平成 19 年度末の 70.8% と比較すると、96.0% まで上昇していますが、対象となる旧耐震基準の建築物は概ね 45 年以上経過することから、今後は建替えを含めた除却による耐震化が進むと考えられます。

【表 3-2】民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
			a=b+c	b	c	
R6	A	I	577	556	21	96.4%
		II	1	1	0	100%
	B	I	308	292	16	94.8%
		II	37	37	0	100%
	計		923	886	37	96.0%

(単位：棟)

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

② 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化の目標

目標 3. 不特定多数の者が利用する 大規模建築物等の耐震化	目標： <u>耐震性が不十分なものをおおむね解消</u> (現状値：96.0%)
-----------------------------------	--

不特定多数の者が利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物）の目標は、令和 12 年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とします。

なお大規模建築物等は、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられているため、平成 29 年に耐震診断の結果とともに施設を公表しており、県全体 99 棟のうち、95 棟 (b+g) について耐震対策が実施され、残り 4 棟 (d+e+f、うち県所管 1 棟) における耐震化を進めます。

【表 3-3】不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化の状況

年度	対象							耐震性不足解消率 ※	
		耐震性あり	耐震性なし	改修方法 検討中	耐震補強 設計中、 又は 設計完了	耐震改修 工事着手	耐震改修 工事完了 (除却含む)		
		a=b+c	b	c	d	e	f	g	(b+g)/a
R6	県所管	44	37	7	1	0	0	6	97.7 %
	市所管	55	48	7	1	2	1	4	94.5 %
	全 体	99	85	14	2	2	1	10	96.0 %

(単位：棟)

※ 耐震性不足解消率：耐震診断義務付け建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいいます。

※ 市所管：建築主事を置く市（限定特定行政庁を除く）が所管行政庁となるものをいいます。

※ 本表の「対象」、「耐震性あり」、「耐震性なし」の棟数は、施設名を公表した平成 29 年 1 月時点を基準としています。

③ 防災拠点となる建築物の耐震化の目標

目標 4. 防災拠点となる建築物の耐震化 目標：
耐震性不足解消棟数 すべて解消
(現状値：残り 1 棟)

防災拠点となる建築物の耐震化の目標は、令和 7 年度末までに全ての建築物における耐震改修等の工事完了としていましたが、令和 6 年度末時点で明和町役場本庁舎の耐震改修等が実施されていません。耐震診断の結果は令和 3 年 3 月 31 日で公表済みですが、引き続き耐震改修等が速やかに実施されるよう働きかけを行います。

【表 3-4】耐震診断を義務付けた防災拠点建築物のうち耐震性が確保されていないもの

所在地	建築物の名称
明和町	明和町役場本庁舎

④ 緊急輸送道路等における避難路沿道建築物の耐震化の目標

目標 5. 道路を全閉塞するおそれのある 目標：耐震性不足解消率 80%
避難路沿道建築物の耐震化 (現状値：64.3%)

地震時に建築物が倒壊すると避難路等の道路を閉塞するおそれがあることから、第 1 次緊急輸送道路の沿道にあり、既存耐震不適格建築物である避難路沿道建築物について、耐震化に取り組むこととし、特に道路全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物を対象として、その目標を耐震性不足解消率 80%とします。

耐震診断義務付けとなる避難路沿道建築物は、全部で 107 棟（第 2 章（2）表 2-12 参照）ありますが、令和 6 年度末時点の耐震性不足解消率は 45.8%であることから、早

第3章 計画の方針

期に既存耐震不適格建築物である避難路沿道建築物を「おおむね解消」するには、まだ多くの時間が必要となるのが現状です。

そこで、そのうち倒壊による影響が特に大きいものとして、倒壊した場合に道路全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物を抽出し、まずはその解消を目標に進めていくこととします。目標の対象となるのは、前面道路の幅員に壁面までの後退距離を加えた長さより、建築物の高さが上回るもの（図 3-1）とします。

なお、建築物が倒壊した場合に、避難路を全閉塞するかどうかは、単純に建築物の高さで判断できるものではありませんが、前面道路の幅員等と比較して建築物の高さが高いものほど、避難路への影響が大きくなる可能性が考えられることから、一定の高さを有する避難路沿道建築物を「全閉塞するおそれのあるもの」と定義し、目標に掲げます。

また目標の対象とならない、耐震診断義務付け対象である避難路沿道建築物についても、倒壊した場合の避難路への影響が大きいことから、これまでの耐震化の取り組みを継続します。

令和 7 年度末の道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物は全体で 14 棟(a、うち県所管 4 棟)あり、耐震性が確認されていないのは 5 棟 (d-(f+g)、うち県所管 1 棟)あり、引き続きこれらの耐震改修を進めていきます。

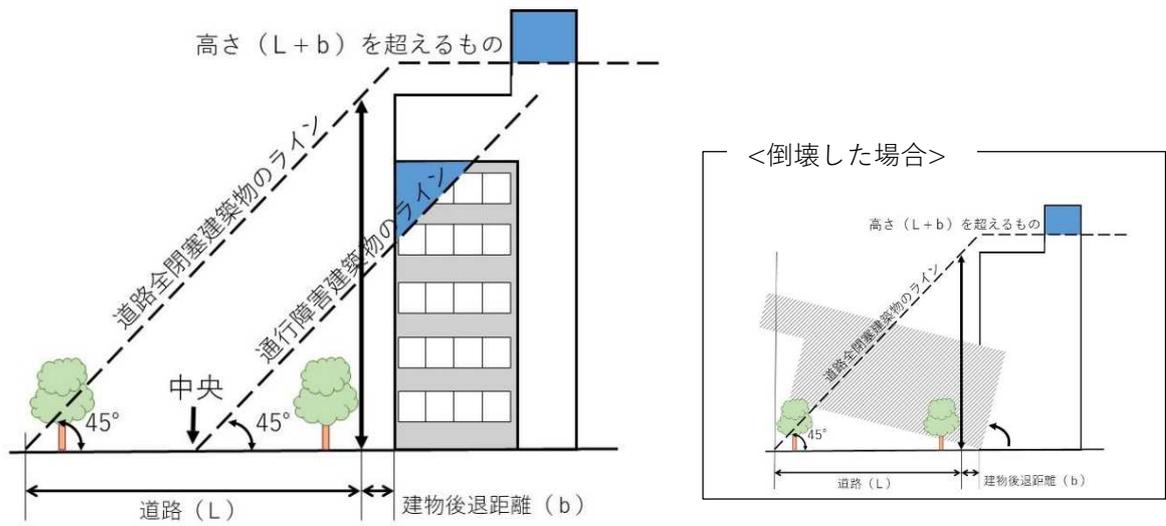
【表 3-5】 前面道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震化の状況

年度		義務化 路線沿道 建築物	耐震性				除却等	耐震性不足 解消率
			耐震性 あり	耐震性 なし	耐震補強 設計完了	耐震対策 工事完了		
		a	c	d	e	f	g	(c+f+g)/a
R6	県所管	6	2	3	0	0	1	50.0 %
	市所管	10	3	7	1	2	1	60.0 %
	全 体	16	5	10	1	2	2	56.3 %
R7	県所管	4	2	2	0	0	1	75.0 %
	市所管	10	3	7	1	2	1	60.0 %
	全 体	14	5	9	1	2	2	64.3 %

(単位：棟)

※ 市所管：建築主事を置く市（限定特定行政庁を除く）が所管行政庁となるものをいいます。

※ 令和 7 年度の対象建築物の減(16→14)は、第一次緊急輸送道路の見直しによるものです。



【図 3-1】 倒壊した場合に道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

県では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して必要な支援を行います。

① 木造住宅の耐震化に対する支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して市町が行う補助について、三重県木造住宅耐震補強等事業の補助金による支援を行います。

② 耐震性のない空き家の除却に対する支援

耐震性のない空き家の除却に対して市町が行う補助について、三重県木造住宅耐震補強等事業の補助金による支援を行い、地震発生時に空き家が倒壊し、道路を閉塞するなどして、避難行動や救命活動、復旧・復興活動が阻害されないよう取り組みます。

③ 耐震補強工事に要する費用の低減の推進

耐震補強工事の際に、床や天井の張り替えを最小限にして補強壁を取り付ける低コスト工法や、部材やその接合部等を詳細に検証することで、補強工事費用の低減が期待できる精密診断法による耐震設計の導入を促進するため、設計者や工事業者等を対象に講習会を開催します。

また、低コスト工法の導入に積極的で、県の講習会を受講した設計者や工事業者を県ホームページで公開するなど、住宅所有者に選択の機会を提供します。

④ 補助金に係る代理受領制度の導入の促進

耐震補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、市町から申請者である住宅所有者に支払われるため、一時的に補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。この所有者の負担を軽減するため、補助金の申請者である所有者の委任により、設計や工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」の導入を促進します。

⑤ 耐震改修利子補給制度の活用の促進

高齢者世帯における耐震補強工事を促進するため、60歳以上の方を対象としたリバースモーゲージ型住宅ローンであるリ・バース60を利用した耐震補強工事において、国がその利子補給を行うことにより、無利子又は低利子で工事費用の融資を受けられる

ものとして、令和7年に新たな利子補給制度が創設されました。この制度の利用が促進されるよう、県は市町に対し導入の支援を行うとともに、リ・バース60を含めた利子補給制度について、情報提供を行います。

(2) 住宅の耐震化の促進

県では、住宅の耐震化の促進のため、県民のみなさんに啓発や情報提供等を行います。

① 建築相談窓口を活用した相談体制の確保

県建築開発課・住宅政策課及び県内各建設事務所建築開発室(課)において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会への支援

市町が実施する旧耐震基準で建てられた木造住宅が集積している地域における住宅所有者への戸別訪問への支援を行います。また、一部の市町が関係団体と連携して実施している耐震診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会について、他の市町でも実施できるよう支援を行います。

③ インターネット等を活用した情報提供

広く県民のみなさんに情報を提供するため、県ホームページ「e-すまい三重」の中の「住まい安全安心21」において、住宅耐震化に関する情報提供を行います。

また、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを通じた情報提供を行うほか、大型ショッピングセンター、コンビニエンスストア等において、チラシの配架等を行います。



④ 耐震診断を行った住宅所有者等への啓発

市町による耐震診断で、耐震性の不足が判明した木造住宅の所有者等に対して、地震から命を守る取組を促すため、県の耐震改修等補助制度のほか、耐震シェルターや家具固定、耐震改修促進税制等の情報を提供します。

⑤ 防災教育を通じた啓発

学校での防災教育において、住宅の耐震化の必要性を住宅模型「ぶるる」の実演を交え説明し、児童・生徒や参観した保護者等に住宅耐震化の重要性を認識してもらうとともに、子どもから親や祖父母等へ伝えてもらうことで、家庭内での住宅耐震化に関する問題意識の醸成を図ります。

⑥ 地元組織を通じた啓発

自治会や自主防災組織等の地元組織が中心となった住宅耐震説明会や「みえ出前トーク」等の実施を通して、過去の地震被害、耐震補強の有効性、地域での取組の重要性等について周知・啓発に取り組みます。



みえ出前トークの様子

⑦ 新耐震基準木造住宅の耐震性能検証と維持管理の啓発

熊本地震や能登半島地震での建築学会の調査結果では、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までの木造住宅（以下、「平成 12 年以前新耐震基準木造住宅」といいます。）についても、被害数は昭和 56 年 5 月以前に比べ少ないものの、一定数の被害が見られたことから、平成 12 年以前新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置等によっては耐震性が十分でないものもあること、また木造住宅は腐食等により耐震性が低下する場合があります。このことを注意喚起し、住宅所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを、県のホームページに掲載するなど、広く啓発します。

（3）多様な主体との連携

県では、国、全国の都道府県、市町、高等教育機関、関係団体等の多様な主体と連携しながら、住宅の耐震化を促進します。

① 市町との連絡会議の開催等

住宅・建築物の耐震化促進に関する情報提供・情報交換のため、国や県の防災担当部署とも連携し、市町等との連絡会議を開催します。また、国土交通省中部地方整備局、東海地方の 3 県（愛知県、岐阜県、静岡県）、3 政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）及び名古屋大学等で構成する「4 県 3 市住宅・建築物耐震関係担当者情報交換会」を通じ、他県等とも情報交換を行います。

② 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会（以下「木耐協」といいます。）において、設計者、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催します。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

県では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、各部局の補助制度を活かして、建築物の耐震化の支援を行います。

(2) 建築物の耐震化の促進

県では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行います。

① 耐震化を促進する環境整備

県では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

また、過去に発生した地震の被害から、耐震改修が有効である旨の情報提供等を行います。

(建築物の所有者への周知)

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。そこで、県のホームページなどを活用して、関係する法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行います。

(相談窓口での情報提供)

住宅と同様に、県土整備部建築開発課・住宅政策課の窓口をはじめ、県内の各建設事務所や市町の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所管行政庁では、所有する建築物が、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、県や市町の窓口では、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行います。

(専門家・事業者の育成等)

耐震診断を実施する有資格者等について、一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図ります。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供を行います。

② 県有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

県有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、三重県防災対策部のホームページ「県有建築物の耐震化の状況について」において、公表しています。

また、市町有建築物のうち、各市町の耐震改修促進計画において耐震化の目標設定の対象となっている建築物について、市町と連携し耐震診断結果及び耐震化の状況につい

て、市町において公表を行うよう努めます。

③ 防災上重要な建築物の指定

大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物として、耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定に基づき、耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物を下記のとおり指定しており、その耐震診断結果及び耐震化の実施状況についてホームページで公表しています。

■耐震診断を義務付ける防災拠点建築物(平成29年3月24日指定、令和3年3月31日報告期限)

所在地	建築物の名称	耐震化等の状況
尾鷲市	尾鷲市役所本庁舎	耐震対策済
伊賀市	伊賀市役所青山支所庁舎	耐震対策済
明和町	明和町役場本庁舎	

④ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物は、耐震改修促進法により耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、その結果を公表しています。公表後に耐震改修等が実施された建築物にあっては、公表内容にその旨を付記するなど、所有者が迅速に耐震改修等に取り組んだ成果を公表しています。

⑤ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導、命令等

耐震診断が義務付けられた建築物については、正当な理由がなく、耐震診断を実施しない場合、建物所有者に対し、耐震改修促進法第8条に基づき、相当の期限を定めて、診断の結果を報告するよう命令し、その旨を公表します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、県公報への登載やホームページへの掲載等の方法で行います。

また耐震診断が義務付けられた建築物は、同法第11条に基づき耐震改修を行う努力義務があることから、建物所有者に対し、耐震改修の必要性を説明し、その実施を促すため、同法第12条等に基づく啓発文書の送付などにより必要な指導、助言を行います。耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、その建築物の防災上の重要性や危険性などを踏まえ、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。

さらに指示を受けた建物所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震改修を実施しない場合は、同法第12条第3項に基づきその旨を公表します。公表にあたっては、建物所有者による耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震改修の実施の見込みを勘案して判断します。公表の方法は、命令に基づく公表と同じとします。

同じく同法第14条に基づき耐震診断の努力義務が付された特定既存耐震不適格建築物(耐震診断が義務付けられたものを除く)についても、必要に応じて指導、助言あるいは指示を行います。

(建築基準法による指導、助言、勧告又は命令の実施)

原則として、耐震改修促進法第12条又は第15条に基づく指示及び公表を行ったにもかかわらず、建物所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第9条の4の規定に該当する建築物についてはその建物所有者等に対し、同条の規定に基づく必要な指導及び助言を行い、さらに同法第10条の規定に該当する建築物については、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

(所管行政庁との連携)

耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導あるいは指示にあたっては、所管行政庁と連携し行います。

(3) 計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度の活用を推進します。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用することができます。

① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和(耐震改修促進法第17条)

耐震改修を行う際に、床面積が増加することなど建築基準法上の問題から、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありますが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて容積率、建蔽率、あるいは耐火建築物における防火規定の特例措置が認められます。これにより、耐震改修における工法の選択肢を広げることができます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度(耐震改修促進法第22条)

建物所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2)(耐震改修促進法第25条)

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法(建物の区分所有等に関する法律第17条)に規定する共用部分の変更決議について、3/4以上から集会出席者の1/2超(過半数)に緩和されます。

(4) 多様な主体との連携

県は、関係部局との連携はもとより、施設関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、施設関連団体等と連携し、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定します。

また、三重県緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じ、橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等を行う道路部局等とも連携し、緊急輸送道路の耐震化が一体的に推進できるよう努めます。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和3年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けており、その結果について公表しています。

なお、第二次計画において耐震診断義務化対象路線として追加で指定した第1次緊急輸送道路の部分については、その後の第1次緊急輸送道路の見直しにより、耐震診断義務化路線の対象外となりました。加えて、通行障害既存耐震不適格建築物のうち組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号に定めるもの）については、第1次緊急輸送道路には該当するものがないため、報告期限を定めていません。

(耐震診断指示対象路線の指定)

耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

(その他の道路の沿道の耐震化)

地震時に建築物が倒壊し道路が閉塞すると、避難はもとより、その後の救助や消火活動等に支障が生じることから、通行障害既存耐震不適格建築物等の状況に応じて、第1次緊急輸送道路以外の第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路あるいはその他の道路を、市町が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第一号又は第二号の規

定に基づき耐震診断義務化路線に指定することとしています。

なお、市町の耐震改修促進計画において、新たに路線を指定する場合にあっては、県は市町と十分な調整を行います。

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修の実施に必要な費用を負担します。

③ 避難路等の道路情報の整備

市街地における道路は、災害時には避難者の安全な通行の確保、救助や消防活動の場、あるいは火災の延焼の抑止など防災上重要な機能を果たします。このため建築基準法上の道路に関する情報を示した指定道路図等を整備し、適宜更新することにより、市街地の状況を適切に把握・整理し、狭あい道路の解消をはじめ、今後の市街地の改善や計画的な耐震化を促進します。

④ 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。

また、令和5年統計調査によると、県内の空き家は住宅総数の16.3%(約142,700戸)を占め、今後も増加するものと考えられますが、密集市街地では、空き家率も高く、その対策はまちの安全対策にとっても非常に重要と言えます。

そこで、県では、平成28年度から、一定の要件を満たす耐震性のない木造住宅の空き家を対象に、その除却工事に対する補助を実施しているほか、市町とともに、空き家対策と連携した取り組みも進めています。

また、密集市街地等における円滑な避難や救助活動の妨げとなる狭あい道路を解消するため、狭あい道路整備等の事業に取り組めるよう情報提供等を行います。

今後も、密集市街地において、耐震補強工事の促進とともに、空き家対策や狭あい道路整備の実施主体である市町と連携し、まちの安全性を高めます。

⑤ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

近年の自然災害によって、全国で多くの土砂災害が発生していることから、県内でも土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定が行われています。

この「土砂災害特別警戒区域」や、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区

域]、同法第40条の規定に基づく建築が制限される区域は、地震時等に、がけの崩壊等のおそれが大きいため、これらの区域からの移転のために要する既存住宅の除却費及び移転先での住宅建築に係る借入金に対する利子補給の補助を受けることができる「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成23年度版）」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図（平成25年度版）」の2種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、県民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの作成

県では、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、内陸直下型地震の発生が懸念されており、また、近年多発している台風や集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に県民のみなさんに備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ること、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容としています。

この「三重県防災ガイドブック」において、家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援などを掲載し、耐震化の促進を図るための普及啓発に取り組みます。

③ 避難路沿道建築物耐震化状況マップ^{※1}の周知

国土交通省において、避難路沿道建築物耐震化状況マップが作成され、国土地理院が提供する「重ねるハザードマップ^{※2}」に掲載されています。

この避難路沿道建築物耐震化状況マップを活用し、地震災害時の道路閉塞等のリスク情報について普及啓発に取り組みます。

※1 避難路沿道建築物耐震化状況マップ

要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図

※2 重ねるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.htm>

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページで掲載するとともに、定期的にパトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

なお、市町において、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する所有者等に対して、撤去費用の一部を補助する制度もあることから、あわせてホームページ等で情報提供を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る基準が建築基準法で定められていることから、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成21年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 長周期地震動への対策

固有周期の長い超高層建築物等（高さが60mを超える建築物及び地階を除く階数が3を超える免震建築物）が地震動の周期と共振した場合、比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間発生することが指摘されており、平成23年の東日本大震災においても、首都圏や震源から約700km離れた大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが長時間にわたり観測され、その対策の必要性が再認識されたことから、国は平成28年に長周期地震動への対策を取りまとめて公表しました。

このなかで、国から示された対象区域別の設計用長周期地震動の大きさが、設計時に構造計算に用いた地震動を上回る既存の超高層建築物等については、安全性の水準についての再検証や必要に応じた補強等の措置を講ずることが望ましいとされていることから、建物所有者に対して、リーフレットの送付等により情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

⑥ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止のための固定方法について、ホームページ等により県民のみなさんに普及啓発を行います。

参考資料

三重県が実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

■ 木造住宅耐震補強等事業の概要

(令和 8 年 3 月 31 日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が 3 以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:最大 18 万円 (精密診断法による補強設計の場合は最大 34 万円)	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:最大 157.5 万円	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区 (例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の 1/3 の額(20 万円が上限)	木造住宅耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅簡易耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 2/3 の額(30 万円が上限)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 0.7 以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例: 密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 23%の額(20 万 7000 円が上限)	・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・市町が空き家と判断した住宅	次のいずれか ・耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道 ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋2m、2階建て4m以内 ・三重県型密集市街地

(2) 建築物の耐震化の支援

■ 建築物に係る耐震化支援事業等の概要

(令和8年3月31日時点)

事業名	概要	補助率等
医療施設耐震化整備促進事業補助金 (医療施設等耐震整備事業)	地域の拠点となる医療施設のうち、国庫補助事業(医療提供体制施設整備交付金等)により交付金等を受ける医療施設耐震整備(必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費)に対して、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 国 1/2 ※上限あり。
三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	国土強靱化対策事業を実施する対象施設において、施設事業を行う場合に必要な既存建物の耐震改修(これに付随して実施する大規模修繕等(天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。)を含む。)の費用の一部を補助する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム ※ただし、定員 30 人以上に限る	【負担比率】 国 1/3、県 1/3、事業者 1/3 ※上限有り。
障害者施設整備事業費補助金	国庫補助事業(社会福祉施設等施設整備事業費国庫補助金)による補助対象施設において、地震防災対策上必要な補強改修等に要する対象経費に対し、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4 ※上限、下限有り。
障害児施設整備事業費補助金	国庫補助事業(次世代育成支援対策施設整備交付金)による補助対象施設において、地震防災対策上必要な補強改修等に要する対象経費に対し、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4 ※上限、下限有り。
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	私立学校(小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)・高等学校・特別支援学校)の校舎等の耐震化(耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事)および危険性の高い非構造部材の耐震対策に取り組む学校法人に対して支援を行う。	【負担比率】 (診断)国 1/3、県 1/2、事業者 1/6 (設計・工事)国 1/3、県 1/8、事業者 13/24 ほか ※上限有り。

(3) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

■ 避難路沿道建築物耐震対策支援事業の概要 (令和8年3月31日時点)

事業名	概要	補助率
避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金 (建築物耐震対策促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う。	【耐震診断】 国 1/2、県 1/4、市町 1/4 【補強設計】 国 1/2、県 1/6、市町 1/6 【耐震改修】 国 2/5、県 1/6、市町 1/6 ※上限有り。市町に補助制度がある場合のみ。

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業

■ がけ地近接等危険住宅移転事業の概要 (令和8年3月31日時点)

事業名	概要	補助限度額
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅 ^(※1) の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対し補助を行う。 【対象地域】 ・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域 ^{(※2)(※3)} ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」	除却等費 ・除却費 木造：3.3万円/㎡ 非木造：4.7万円/㎡ ・引越費用、その他 ：975千円/戸 建設助成費 ・通常 ：4,210千円/戸 ・特殊地域 ：7,318千円/戸

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)

※2 三重県において、「条例で指定した災害危険区域」は、紀宝町における「紀宝町災害危険区域に関する条例」によって指定された相野谷川流域の一部が該当。(ただし、条例が施行された平成11年5月以前に建築された住宅に限る。)

※3 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。)